

# 小城市行政改革大綱

～みんなでつくる・あたらしい協働のまちづくり～



平成18年2月  
小 城 市

## 【目次】

はじめに .....	4
小城市の状況 .....	5
行政改革の基本的な考え方 .....	6
行政改革の基本目標と視点 .....	7
1 市民ニーズに柔軟に対応できる業務処理体制の構築 .....	7
2 質の高い行政サービスの提供 .....	7
3 透明性の高い公正で合理的な行政運営 .....	8
4 財政の健全化に努め、効率的・効果的な財政運営 .....	8
5 公共施設の適正配置と統合整備の計画的な推進 .....	8
改革実現に向けた主な取り組み .....	9
1 財政運営の改革 .....	9
2 定員管理に関する改革 .....	9
3 市民協働に関する改革 .....	10
取り組みへの具体的な方策 .....	11
1 市民ニーズに柔軟に対応できる業務処理体制の構築 .....	11
1 - 1 簡素で効率的な行政運営 .....	11
行政事務の効率化・迅速化 .....	11
規制緩和の推進 .....	11
地方分権への対応 .....	11
事務・事業の広域行政の推進 .....	11
公営企業の健全な経営 .....	12
市民協働の推進 .....	12
組織・機構の見直し .....	12
1 - 2 定員管理の適正化 .....	12
定員管理適正化計画の作成 .....	12

1 - 3	給与の適正化	12
	給与制度・運用・水準の適切な管理	12
1 - 4	行政の情報化	13
	電子自治体の推進	13
2	質の高い行政サービスの提供	13
2 - 1	人材育成の推進	13
	人材育成に関する基本方針の策定	13
	各種研修の受講による職員の資質向上	13
	他団体での実務研修	13
	自主的な研究グループ等の育成	14
2 - 2	職員の意識改革	14
	職員提案制度の導入	14
	多様な任用制度の導入	14
2 - 3	人事評価制度の導入	14
	人事評価制度の導入	14
3	透明性の高い公正で合理的な行政運営	14
3 - 1	情報公開の推進	14
	情報公開条例に伴う情報公開	14
	広報紙、ホームページ等による積極的な情報公開	15
3 - 2	市民にわかりやすい行政の透明化	15
	市民にわかりやすい目標の設定	15
3 - 3	監査機能の強化	15
	監査機能の充実・強化	15
3 - 4	議会の活性化	15
	積極的な議会活動	15
3 - 5	教育委員会のあり方について	15
3 - 6	行政評価システムの導入	16
	行政評価システムの導入	16
4	財政の健全化に努め、効率的・効果的な財政運営	16

4 - 1	健全な財政運営の推進	16
	自主財源の確保	16
	市債の適正な活用	16
	受益者負担金のあり方	16
	事務・事業の見直し	17
	市単独補助金等の整理・合理化	17
	民間委託の推進	17
	公共工事におけるコスト構造の改革	17
4 - 2	P F I方式の検討	17
	P F I方式導入の検討	17
5	公共施設の適正配置と統合整備の計画的な推進	18
5 - 1	本庁方式への移行	18
	本庁方式への移行	18
5 - 2	公共施設の管理運営	18
	公共施設の適正配置	18
	指定管理者制度等の導入	18
	使用料の適正化	18
5 - 3	支所機能のあり方について	19
	現有公共施設の活用	19
	行政改革の運用方針	20
1	計画期間	20
2	推進体制	20
3	小城市改革プランの策定	20
4	推進状況の公表	20
<用語集>		21

## はじめに

平成17年3月1日に小城郡4町が合併し誕生した小城市は、『薫風新都～みんなでつくる・笑顔あふれる小城市～』を将来像として、新たな歴史を刻み始めたところです。

小城市発足を契機として、市内の均衡ある発展を目指しながら、着実かつ持続的な市民サービスの向上と、多様化する市民のニーズに対応できる、質の高い行政サービスを提供し、効率的・効果的な行政運営を行っていくことが求められています。

このようなことから、新たに小城市の平成17年度を初年度とする行政改革大綱(以下「大綱」といいます。)と、具体的方策を取りまとめた小城市改革プランを策定し、その実現に向けた取り組みを行います。市民にとって満足度の高い行政サービスの提供に努めるなど、着実な行政運営を進めることによりまして、小城市勢の発展を目指します。

## 小都市の状況

近年の地方公共団体における財政状況は、地域経済の低迷による財政への影響が続く中で、経常収支比率<sup>1</sup> の大幅な上昇・公債費比率<sup>2</sup> ・地方債<sup>3</sup> 残高の急増等、極めて厳しい状況にあります。

こうした状況の中において、過去に例を見ないほど急速な少子・高齢化が進行しています。また、平成12年4月に「地方分権一括法<sup>4</sup>」が施行され、国と地方の関係は、対等・協力の関係に転換し、地方自治体への様々な分野での権限委譲が進行しています。更には、構造改革特別区域計画<sup>5</sup> に代表される規制緩和の動きも加速し、「官から民」への流れの中で、PFI方式<sup>6</sup> の導入や指定管理者制度<sup>7</sup> の創設等に伴い、各自治体における行政運営のあり方にも相違が出始めています。

小都市においては、合併に伴う財政支援措置が国や県から受けられるものの、平成16年度の決算状況などから見ても大変厳しい財政状況にあります。

地域経済は依然として厳しく、景気の低迷による税収への影響と少子・高齢化に要因する財政需要の増嵩、国・地方を通じる「三位一体の改革<sup>8</sup>」、地方交付税<sup>9</sup> の削減などにより、今後なお一層の厳しい財政状況に直面することが予想されます。

また、地方分権による自己決定・自己責任のもと、行政需要の増大や、多様化する市民ニーズに適切に対応していく基礎的自治体としての力も求められています。

## 行政改革の基本的な考え方

行政改革は、単なる歳出の削減や、収支バランスの均衡を図ることだけではなく、国・地方を通じる「三位一体の改革」に伴う地方税財政制度の改革や、地方分権社会の進展といった環境の変化に伴う新たな行政課題への対応を行いながら、更なる市民サービスの向上と、多様化する市民ニーズに対応できる質の高い行政サービスを提供することを目的としております。

また、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢をとりながら、次の視点から行政改革を進めます。

## 行政改革の基本目標と視点

本市の将来像「薫風新都～みんなでつくる・笑顔あふれる 小城市～」の実現を目指し、次の基本目標を柱とします。

### 小城市の基本目標...効率的な行財政運営のまち

また、基本目標に基づき、次の視点から行政改革に取り組みます。

- 1 市民ニーズに柔軟に対応できる業務処理体制の構築
- 2 質の高い行政サービスの提供
- 3 透明性の高い公正で合理的な行政運営
- 4 財政の健全化に努め、効率的・効果的な財政運営
- 5 公共施設の適正配置と統合整備の計画的な推進

#### 1 市民ニーズに柔軟に対応できる業務処理体制の構築

市民ニーズに柔軟に対応できる弾力的な人員配置、適正な人員管理を進め、効率的・効果的な行政組織の構築に努めます。また、各種システムの統合や電子化を推進するなど、事務処理の効率化に努めます。

#### 2 質の高い行政サービスの提供

質の高い行政サービスを提供するため、職員研修の実施や人事評価制度の導入により、職員の資質向上に努めます。

### 3 透明性の高い公正で合理的な行政運営

行政の説明責任を果たし、公正で合理的な行政運営を図るとともに、成果重視の行政運営への転換を目指し、事務・事業等の評価を実施する行政評価システムを導入します。

### 4 財政の健全化に努め、効率的・効果的な財政運営

合併の効果や施策の重要度、緊急性などを考慮しつつ、「新市まちづくり計画」の実現に向けた、財政計画を策定し、健全な財政運営を図ります。

### 5 公共施設の適正配置と統合整備の計画的な推進

合併による行財政の効率化を図るため、合併後5年を目途に本庁方式へ移行します。

文化・スポーツ・教育・福祉などの各種公共施設については、市民に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域の特性に応じた機能・役割分担、財政事情などを考慮しながら、適正配置と統合整備、機能の充実を計画的に進めます。

各町の旧庁舎については、当面は分庁方式（支所機能を含む）として活用しますが、本庁方式への移行後は廃止し、支所機能の一部については、各町の保健福祉センターや公民館などへの移転を検討します。ただし、平成27年3月までには、支所機能のあり方も含めてさらに見直しを進めます。

## 改革実現に向けた主な取り組み

本市の財政は、地方交付税に大きく依存しており、国・地方を通じる三位一体の改革に伴い、地方税財源の移譲は行われるものの、地方交付税の減額や長引く景気の低迷などによる税収の伸び悩みなどにより、収入は減少傾向にあります。

一方で歳出面では、医療・福祉施策に係る扶助費や公債費などの義務的経費の増加に加えて、公共施設の維持管理費など、支出については、支出の節減を図るものの増加する傾向にあります。

今後は歳入規模にあった財政運営が必要であることから、大型公共事業の抑制を図るとともに、人件費の削減や事務・事業の見直しによる歳出の抑制を図るなど、積極的な行財政改革に取り組む必要があります。そのため、「小城市行政改革大綱」に基づき策定する「小城市改革プラン」には、以下の重点目標を定め、財政構造の改善に向けた数値目標を設定します。

### 1 財政運営の改革

総合計画の着実な推進と新たな財政需要に的確に対応するため、市税など税源の涵養に努めるとともに、あらゆる経費の節減・合理化を図るなど、不断に行財政改革を推進し、財政構造の改善に取り組みます。

財政運営上の目標数値としては、経常収支比率は90%以下、公債費比率14.0%以下、地方債については、起債を極力抑制しつつ、借入れが必要な場合は、歳入とのバランスを考慮しながら交付税措置のあるものなど、有利な起債を優先活用します。

### 2 定員管理に関する改革

定員管理の適正化を計画的に推進する観点から数値目標を掲げた定員適正

化計画を策定し、事務・事業や組織機構の見直し、臨時・嘱託職員の活用、施設の管理運営の民間委託など、適正な職員構成を図りながら、5年後の一般職員の目標数を10%減とします。

### 3 市民協働に関する改革

日本の21世紀の最重要課題と言われている、男女共同参画社会の形成を推進するため、平成18年度に基本計画を策定するとともに、審議会等への女性登用率を平成21年度までに30%以上を目標とします。

地方分権社会を迎え、一層の自主性・自立性を確立していくためには、市民と行政とがお互いに理解し合い、相互に連携・協力しながら進んでいくことが重要であり、いかに市民と行政の「協働」がコーディネートされるかが、自治体の今後の明暗を分けると言われています。

そのため、協働の事業を行えるような地域の組織づくりの支援や、団体と個人(特に団塊の世代)とのコーディネートを行うシステムの構築、支援などに積極的に取り組みます。

## 取り組みへの具体的な方策

### 1 市民ニーズに柔軟に対応できる業務処理体制の構築

#### 1 - 1 簡素で効率的な行政運営

##### 行政事務の効率化・迅速化

事務処理について、情報通信技術の活用や職務権限の委譲等により、従来の業務処理手順を見直し、行政サービスの向上と、行政事務の効率化・迅速化を図ります。また、市民サービスの観点からインターネットの活用など各種申請書類や手続の簡素化、迅速化を推進します。

##### 規制緩和の推進

地方分権社会の進展に伴い、権限委譲等により独自事務が拡大されたこともあり、許認可等の事務処理にあたっては、民間活力の維持向上や行政事務の簡素化等の観点から、見直しを行います。

##### 地方分権への対応

少子・高齢化、情報化、国際化や地方分権社会の進展等、新しい時代の要請に弾力的かつ機動的な対応が求められており、組織機構・事務・事業について必要性・緊急性等を考慮しながら、スクラップ・アンド・ビルドの観点から、常に見直しを行います。

##### 事務・事業の広域行政の推進

社会経済活動の拡大による日常生活圏の拡大等により、市町村の区域を越える行政需要や、地域の共通課題へ対応するため、広域行政を推進します。また、財政基盤の強化とその効率的な運営の観点から、市民生活や社会の変遷にあった地域間の連携や機能分担を図るなど、既存の一部事務組

合のあり方について再点検を行います。

#### 公営企業の健全な経営

公営企業の健全な経営を図るため、この大綱の趣旨に沿った経営計画を策定し、事業の自立性の強化と経営の活性化を推進します。

#### 市民協働の推進

簡素で効率的な行政を実現する観点から、住民自治の推進を図るとともに市民や市民が参加する団体など、多様な主体が、公共的サービスの提供を行おうとする取り組みについて、積極的な連携・協力を図ります。

#### 組織・機構の見直し

社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や市民の多様なニーズに柔軟に対応できる組織・機構を構築するために、長期的な視点にたち、実情・実態を調査しつつ、必要性を十分考慮しながら、スクラップ・アンド・ビルドの視点から見直しを行います。

また、各種審議会等については、設置目的、運営状況等を把握し、社会経済情勢の変化に応じた整理・合理化を進めます。

### 1 - 2 定員管理の適正化

#### 定員管理適正化計画の作成

社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら、定員の適正化に取り組むため、定員管理適正化計画を策定し、数値目標を定め、これを公表しながら着実に推進します。

### 1 - 3 給与の適正化

#### 給与制度・運用・水準の適切な管理

給与水準の適正化を図るため、国の公務員制度改革等の動向を踏まえ、

市民の理解が得られるよう、給与制度・運用・水準の適正化を推進します。

## 1 - 4 行政の情報化

### 電子自治体の推進

電子自治体の推進にあたっては、情報セキュリティの確保にも十分留意しながら、行政手続のオンライン<sup>10</sup>化の推進・共同アウトソーシング<sup>11</sup>の推進、公的個人認証サービス<sup>12</sup>・住民基本台帳カード<sup>13</sup>・総合行政ネットワーク（LGWAN）<sup>14</sup>など市民や組織全体を通じた総合的な利活用に積極的に取り組みます。

## 2 質の高い行政サービスの提供

### 2 - 1 人材育成の推進

#### 人材育成に関する基本方針の策定

地方分権社会の担い手にふさわしい質の高い行政サービスの提供ができる人材を育成することが重要な課題です。このため、人材育成の観点に立った人事管理、職場環境、仕事の推進プロセスの改善に取り組み、総合的な人材育成に努めます。

#### 各種研修の受講による職員の資質向上

質の高いサービスの提供や独自のまちづくりなど、職員には従来にも増して高度な能力と資質が要求されています。このため、各種専門技術研修・IT講習等、多様な研修機会の確保に努め、積極的な職員の受講を促し、資質向上を図ります。

#### 他団体での実務研修

高度で専門的な知識を身に付けるため、他団体での実務研修を行い、職

員の資質向上を図ります。

自主的な研究グループ等の育成

職員の自主的な研究グループ等の育成を行い、職員の自発的な資質向上の取り組みを促進するような職場づくりを進めます。

## 2 - 2 職員の意識改革

職員提案制度の導入

職員の創意工夫による提案を求めることにより、事務効率等の改善や、職員の政策形成能力の向上を図るため、職員提案制度を導入します。

多様な任用制度の導入

職員の意欲と能力を引き出し、活用することにより、組織全体の能力を高めるため、試験制度など多様な任用制度の導入を検討します。

## 2 - 3 人事評価制度の導入

人事評価制度の導入

公務員制度改革との整合性を図り、職員の能力・実績を重視した人事制度を確立する必要がある。そのため、能力・実績を的確に把握し、公平性・公正性・客観性を確保するとともに、職員の努力が評価される人事評価制度を導入します。

# 3 透明性の高い公正で合理的な行政運営

## 3 - 1 情報公開の推進

情報公開条例に伴う情報公開

市民の知る権利を尊重し、市政への市民参画の推進と公正で開かれた市政の発展を目指すため、情報公開制度の周知を図りながら、情報公開条例

の適正な運用に努めます。

広報紙、ホームページ等による積極的な情報公開

市政の公正性・透明性を確保するため、広報紙、ホームページ等による積極的な情報公開に努めます。

### 3 - 2 市民にわかりやすい行政の透明化

市民にわかりやすい目標の設定

目標の設定にあたっては、数値化や、具体的かつ市民にわかりやすい指標を用い、行政の透明化を図ります。

### 3 - 3 監査機能の強化

監査機能の充実・強化

適正で効率的な行政運営の確保を図るため、監査の独立性、専門性、を確保し、市民からの信頼性を向上させるよう監査機能の充実・強化に努めるとともに、外部監査制度の導入を検討します。

### 3 - 4 議会の活性化

積極的な議会活動

地方分権の進展に伴う自己決定権と自己責任の拡大等に対応していくことにより、議会の果たすべき役割はますます大きくなっています。そのためには、市民の代表として選挙された議員の活発な議会活動が必要です。市政全般の発展向上のため、積極的な議会活動に努められるよう期待します。

### 3 - 5 教育委員会のあり方について

教育をめぐる現在の状況は、多様化・複雑化しており、学校や家庭、地域、行政が一体となった取り組みが不可欠となっています。

また、高齢化の進展や、趣向の多様化等に伴う、生涯学習、社会教育、文

化・スポーツの振興についても総合的な取り組みが必要であると考えます。

このため、教育委員会においては、教育行政全般にわたる改革に取り組まれることを期待します。

### 3 - 6 行政評価システムの導入

#### 行政評価システムの導入

成果重視の行政運営への転換を目指し、事務事業等の評価を実施する行政評価システムを導入します。

## 4 財政の健全化に努め、効率的・効果的な財政運営

### 4 - 1 健全な財政運営の推進

#### 自主財源の確保

市財政の根幹をなす市税の確保に努めるとともに、観光の振興等により税源の涵養を図っていきます。とりわけ、市税については課税客体を的確に把握し、滞納処分等による収納率の向上を図り、自主財源の確保に努めます。

#### 市債の適正な活用

市債発行にあたっては、大規模事業を抑制し真に必要な限度において将来の財政運営を見据え計画的に活用します。また、合併後10ヵ年度に限り発行することができる合併特例債については、財源措置を考慮するものの後年度負担に留意し、適切な活用を行うものとします。

#### 受益者負担金のあり方

受益者負担の適正化を図るため、サービスに見合った料金の見直しを進めます。

### 事務・事業の見直し

社会情勢や行政を取り巻く状況の変化を十分見極め、大規模事業を抑制し行政が関与すべき必要性、受益と負担の公平確保、行政効率、効果を十分精査し、廃止・統合等の見直しを行います。

### 市単独補助金等の整理・合理化

市単独補助金等については、これまでの旧4町の補助金のあり方も踏まえながら、補助の必要性及び効果、補助金支出の公益性の確保及びサンセット方式(終期の設定)導入の可否等を勘案し、廃止、一部削減、統合等、一層の整理・合理化を図ります。

### 民間委託の推進

行政運営の効率化及び市民サービスの向上等を図るため、民間委託による実施が適当な事業については、積極的かつ計画的に民間委託を推進します。

### 公共工事におけるコスト構造の改革

公共工事に関する市民の信頼性等を確保するため、国の「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」により、コスト削減に積極的に取り組みます。

## 4 - 2 P F I方式の検討

### P F I方式導入の検討

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営の全部又は一部を民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、安くて質の高い公共サービスの提供を民間主体で行うP F I方式の導入について、効率的・効果的な活用方法等も含めた研究を行い、市で実施する事業への活用について検討を行います。

## 5 公共施設の適正配置と統合整備の計画的な推進

### 5 - 1 本庁方式への移行

#### 本庁方式への移行

合併による行財政の効率化を図るため、合併後5年を目途に本庁方式へ移行します。移行にあたっては、住民の利便性や財政状況等を考慮し、市民の合意が得られるよう総合的な観点から検討します。

### 5 - 2 公共施設の管理運営

#### 公共施設の適正配置

文化・スポーツ・教育・福祉等の各種公共施設の統合整備については、急激な変化により市民生活に不便をきたさないよう十分配慮しつつ、当該施設の利用圏域や配置バランス、さらには財政事情を踏まえた上で、機能や役割が重複しているものについて、適正配置に努めます。また、新たな公共施設の整備にあたっては、既存施設の有効活用を検討します。

#### 指定管理者制度等の導入

現在直営で管理しているものを含め、すべての現有公共施設について、管理のあり方について検討を行い、指定管理者制度の導入や民間委託等の推進を行います。

#### 使用料の適正化

受益者負担の原則に立ち、全ての使用料等について、コストに見合った見直しを検討します。また減免規定の見直しや使用料等の新設についても検討を進めます

### 5 - 3 支所機能のあり方について

#### 現有公共施設の活用

各町の旧庁舎については、当面は分庁方式として活用しますが、本庁方式への移行後は廃止し、支所機能の一部については、各町の保健福祉センターや公民館等の現有公共施設の活用を検討します。

## 行政改革の運用方針

### 1 計画期間

この行政改革大綱の期間は平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

### 2 推進体制

社会経済情勢に即応した行政改革を円滑に推進するため、市長を本部長とする小城市行政改革推進本部を設置します。また、計画策定の段階及び、計画策定後の行政改革の進捗状況についての外部からの意見聴取のための組織として、小城市行政改革推進委員会を設置します。

### 3 小城市改革プランの策定

行政改革大綱に基づき、具体的な取り組みを実施するため、小城市改革プランを策定し、行政改革を強力に推進します。

### 4 推進状況の公表

行政改革の推進状況については、定期的に広報紙、ホームページ等で広く市民の皆様へ公表します。

## <用語集>

### <sup>1</sup> 経常収支比率

経常収支比率とは、税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかをみることで、財政の健全性を判断します。この比率が高くなる程、公共施設の整備など投資的な経費に充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなります。この比率が75%を超えないことが望ましいとされています。

### <sup>2</sup> 公債費比率

用途が限定されていない収入（一般財源）の何%が借入金の返済額に充てられているかを見る指標で、この数値が高いほど他の事業に充てるお金が少なくなることになります。15%を超えないことが望ましいとされています。

### <sup>3</sup> 地方債

特定の歳出に充てるため地方自治体が年度を越えて元利を償還する借入金のことをいいます。

### <sup>4</sup> 地方分権一括法

正式には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」といいます。地方自治法をはじめ475法律の改正が平成11年7月に一括して行われたことから、その点に着目して「一括法」という表現を付した呼び方が一般になされるようになりました。

地方自治法の改正により、国と地方公共団体の役割分担が整理され、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主

的かつ総合的に実施する役割を担うことになっています。一括法により改正された法律のほとんどは、平成12年4月から施行されています。

#### <sup>5</sup> 構造改革特別区域

実態に合わなくなってきた国の規制が、民間事業者の経済活動や地方公共団体の事業を妨げています。地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設け、当該地域での構造改革を進めようとするものです。

#### <sup>6</sup> PFI方式

[private finance initiative]

民間資金主導と訳され、公共施設の建設や、維持管理・運営などを民間企業の持つ経営ノウハウや資金を活用することで、低廉かつ良質な公共サービスを提供することを目的とした新しい公共事業の手法です。

#### <sup>7</sup> 指定管理者制度

指定管理者制度とは、現行の「管理委託制度」に代わり、公の施設の管理を地方公共団体が指定する法人等に行わせる制度です。

これまで公共性の観点から、公社等外郭団体や市町村などの公的団体に限定されていた公の施設の管理委託が、住民ニーズの多様化に効果的・効率的に対応するためには、民間事業者のノウハウも活用することが有効であるとの考えから、NPO法人や営利企業も含めた「法人その他の団体」に改正され、民間事業者の参入が可能となりました。

公の施設の管理方法の選択肢を広げ、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的としています。

#### <sup>8</sup> 三位一体の改革

現在、政府が進めている国と地方を通じた税財政の改革のことで、 国庫補助負担金の廃止・縮減（国の地方公共団体への関与を見直す） 税源移譲（国から地方公共団体へ） 地方交付税制度の改革（税源移譲に伴い、地方交付税に依存する団体がほとんどを占めている状況を見直す等）の3つを一体的に進めようとするものです。

#### <sup>9</sup> 地方交付税

地方自治体の財政状態にかかわらず、どこに住んでいても最低限必要な行政サービスを受けることができるように、国税5税（所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税）の一定割合を、国が地方自治体に配分するものです。

地方交付税の用途は地方の自主的な判断に任されており、自主財源の税収と同様に重要な一般財源です。

#### <sup>10</sup> オンライン

インターネット等のコンピューターネットワークを活用することです。

#### <sup>11</sup> 共同アウトソーシング

複数の自治体で業務を標準化し、共同で各種情報システムの構築と運営を民間事業者等に外部委託することで、行政部門のスリム化と業務を受託する民間

事業者の需要や雇用創出にも繋げようとするものです。

#### <sup>12</sup> 公的個人認証サービス

国や地方公共団体などに対する申請について、インターネットを通じて行うことができるようにするため、住民基本台帳に登録されている方に電子証明書を発行するサービスをいいます。

#### <sup>13</sup> 住民基本台帳カード

氏名、住所、生年月日、性別、住民票コードの情報が記録されたICカードで、希望される方に有料で交付するものです。

#### <sup>14</sup> 総合行政ネットワーク（LGWAN）

〔Local Government Wide Area Network〕

国のネットワーク「霞ヶ関WAN」と、全国の地方公共団体をネットワークで結び、公文書の電子的なやりとりや、情報提供等のサービスを行う行政専用の安全なネットワークをいいます。